

令和5年度第1回
三田市都市計画審議会 資料
(諮問事項)

令和5年4月26日

目 次

第1号議案から第3号議案 説明資料	1
・ 阪神間都市計画用途地域の変更及び関連都市計画の変更案の縦覧結果	
・ 都市計画変更手続きの流れ	
第4号議案 説明資料	3
・ 買取申出後の手続きについて	
・ 変更の内容の概要	
・ 阪神間都市計画生産緑地地区（三田－4ほか4地区）の変更案の縦覧結果	
・ 都市計画変更手続きの流れ	

第1号議案から第3号議案
【説明資料】

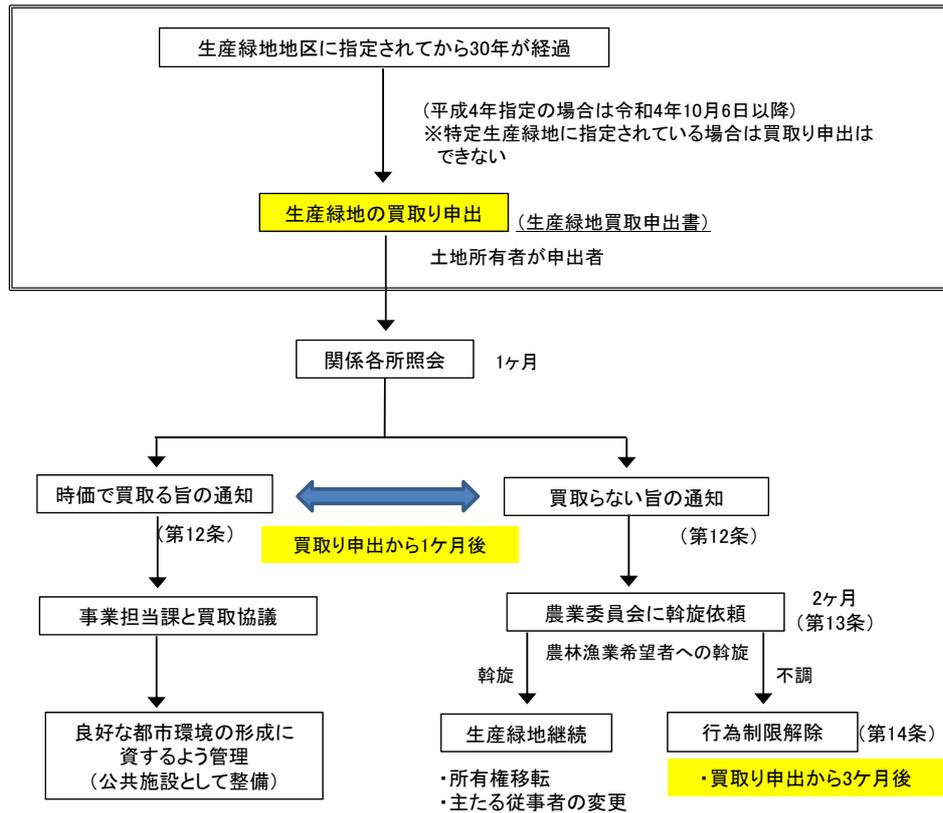
阪神間都市計画用途地域の変更
阪神間都市計画高度地区の変更
阪神間都市計画地区計画
(福島地区地区計画)の変更
(市決定)について

第4号議案

【説明資料】

阪神間都市計画生産緑地地区
(三田一4生産緑地地区ほか4地区)の変更
(市決定)について

買取り申出後の手続きについて



変更の概要

1. 今回変更する農地の概要

対象農地	生産緑地指定の都市計画決定から30年が経過し、 買取り申出のあった農地 (三田市の申出基準日は、令和4年10月6日)	
申請数	5申請	
筆数	7筆	
関連地区名	一部除外地区	三田-4、三田-5、三田-21、三田-33
	廃止地区	三田-6 ※道連れ解除はなし
買取り申出日	令和4年10月6日	が2申出(4筆)
	令和4年11月22日	が1申出(1筆)
	令和4年11月24日	が2申出(2筆)

制限解除日は、令和5年1月6日、令和5年2月22日、令和5年2月24日

公有地としての買取希望調査を実施し、
三田-21は市公園みどり課が買取り、公共施設(公園)として整備予定
他は、買取りが成立せず、農業者への斡旋も不調

阪神間都市計画の変更案の縦覧について

1. 都市計画の名称 阪神間都市計画 生産緑地地区
(三田-4生産緑地地区 他4地区)
2. 実施結果
- ① 縦覧期間 令和5年4月3日(月)～令和5年4月17日(月)
 - ② 縦覧方法
ア 市役所本庁舎5階都市政策課(縦覧者数 0人)
イ 市ウェブサイトにて閲覧(縦覧者数 14件)
 - ③ 意見書提出期限 令和5年4月17日(月)
 - ④ 意見書対象者 関係市町村の住民及び利害関係人(法第17条第2項)
 - ⑤ 意見書の提出方法 住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送、ファックス、電子メールにて提出。様式は任意。
 - ⑥ 意見書件数 なし

生産緑地地区の変更手続きの流れ

